

令和4年6月

萩市議会定例會議案

## 議案目次

議案番号	件名	
4 9	令和4年度萩市一般会計補正予算（第3号）	1
5 0	萩市手数料条例の一部を改正する条例	7
5 1	萩市一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
5 2	萩・長門清掃一部事務組合の規約の変更について	15
5 3	字の区域の変更について	17

## 議案第49号

### 令和4年度萩市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度萩市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第一条 賽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,504,015千円とする。

2 賽入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 賽入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正是、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年6月15日提出

萩市長 田中文夫



第1表 岐入歳出予算補正

(単位：千円)

款		項	補正前の予算額	補正予算額	計
15.	国庫支出金		3, 017, 951	4 8 6, 125	3, 504, 076
1.	国庫負担金	2, 083, 035	8 5, 234	2, 168,	2 6 9
2.	国庫補助金	9 2 4, 736	4 0 0, 891	1, 325,	6 2 7
16.	県支出金	2, 419, 763	8, 351	2, 428,	1 1 4
2.	県補助金	1, 208, 186	8, 351	1, 216,	5 3 7
19.	繰入金	2, 160, 872	5 6, 991	2, 217,	8 6 3
1.	基金繰入金	2, 160, 872	5 6, 991	2, 217,	8 6 3
21.	諸収入	7 5 9, 109	6, 990	7 6 6,	0 9 9
4.	総入	2 5 4, 364	6, 990	2 6 1,	3 5 4
	歳入	29, 945, 558	5 5 8, 457	3 0, 504,	0 1 5
	合計				

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		4, 494, 245	6, 736	4, 500, 981
1. 総務管理費		3, 910, 652	6, 736	3, 917, 388
3. 民生費		8, 823, 336	1, 308	8, 824, 644
4. 児童福祉費		2, 534, 922	1, 308	2, 536, 230
4. 衛生費		2, 798, 185	124, 493	2, 922, 678
1. 保健衛生費		2, 058, 841	124, 493	2, 183, 334
5. 労働費		24, 293	27, 539	51, 832
1. 労働諸費		24, 293	27, 539	51, 832
6. 農林水産業費		2, 190, 196	86, 354	2, 276, 550
1. 農業費		1, 352, 184	30, 627	1, 382, 811
3. 水産業費		489, 926	55, 727	545, 653
7. 商工費		2, 232, 455	307, 716	2, 540, 171
1. 商工費		1, 528, 427	197, 216	1, 725, 643
2. 観光費		704, 028	110, 500	814, 528
10. 教育費		2, 573, 709	4, 311	2, 578, 020
2. 小学校費		541, 414	2, 581	543, 995
3. 中学校費		564, 193	1, 730	565, 923
歳出	合計	29, 945, 558	558, 457	30, 504, 015

第2表 債務負担行為補正

	事項	期間	限度	額	上段 下段	補正後 補正前
		令和5年度	44,550	千円		
シルバーパートナーシップ事業	—	—	—			
小学校校務支援システム導入事業	令和5年度から 令和10年度まで	30,793				
中学校校務支援システム導入事業	令和5年度から 令和10年度まで	23,547				
合計		361,106	262,216			



## 議案第50号

萩市手数料条例の一部を改正する条例

令和4年6月15日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市手数料条例の一部を改正する条例

萩市手数料条例(平成17年萩市条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第1建築物等の許可に関する事務の部建築物建築等許可申請手数料の款建築基準法第87条の3第5項の規定による一時的に使用する用途変更の許可の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同款建築基準法第87条の3第6項の規定による一時的に使用する用途変更に関する特例の許可の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同部仮設建築物許可申請手数料の款建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同款建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築に関する特例の許可の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改める。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の款中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料」に改め、同款に次のように加える。

長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	一戸建ての建築物		74,000円
	1件につき		
第5条の規定による 「長期優良住宅維持 保全計画」の認定	一戸 建て	床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以 下のもの	74,000円
	の建 築物	1件につき	
		床面積の合計が100m <sup>2</sup> を 超え500m <sup>2</sup> 以下のもの	174,000円
	の建 築物	1件につき	
		床面積の合計が500m <sup>2</sup> を 超え1,000m <sup>2</sup> 以下のもの	277,000円

	1 件につき	
	床面積の合計が 1 , 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 , 5 0 0 m <sup>2</sup> 以下のも の	5 4 9 , 0 0 0 円
	1 件につき	
	床面積の合計が 2 , 5 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 以下のも の	9 8 3 , 0 0 0 円
	1 件につき	
	床面積の合計が 5 , 0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0 , 0 0 0 m <sup>2</sup> 以下の もの	1 , 6 9 0 , 0 0 0 円
	1 件につき	
	床面積の合計が 1 0 , 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えるもの	3 , 1 2 9 , 0 0 0 円
	1 件につき	
	床面積の合計が 2 0 , 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えるもの	4 , 4 7 5 , 0 0 0 円
	1 件につき	
	床面積の合計が 3 0 , 0 0 0 m <sup>2</sup> を超えるもの	5 , 4 8 7 , 0 0 0 円
	1 件につき	

#### 備考

1 申請書に確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては、5 6 , 0 0 0 円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1 0 0 m<sup>2</sup>以下のもの 5 6 , 0 0 0 円

- |                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| (2) 100m <sup>2</sup> を超えるもの    | 141,000円   |
| (3) 500m <sup>2</sup> を超えるもの    | 222,000円   |
| (4) 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの  | 458,000円   |
| (5) 2,500m <sup>2</sup> を超えるもの  | 837,000円   |
| (6) 5,000m <sup>2</sup> を超えるもの  | 1,467,000円 |
| (7) 10,000m <sup>2</sup> を超えるもの | 2,750,000円 |
| (8) 20,000m <sup>2</sup> を超えるもの | 3,995,000円 |
| (9) 30,000m <sup>2</sup> を超えるもの | 4,942,000円 |

2 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物全体の戸数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の款中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料」に改め、同款に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条及び第9条の規定による「長期優良住宅維持保全計画変更」の認定	住宅の構造又は設備に変更が生じるもの 1件につき	長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料の「長期優良住宅維持保全計画」の認定に関する部分の備考2の規定を適用しないものとして計算した場合における「長期優良住宅維持保全計画」の認定申請手数料の金額の半額
	住宅の構造及び設備に変更が生じないもので、変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき	10,000円
	住宅の構造及び設備に変	18,000円

更が生じないので、変更に係る戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 1 件につき	
住宅の構造及び設備に変更が生じないので、変更に係る戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 1 件につき	2 9 , 0 0 0 円
住宅の構造及び設備に変更が生じないので、変更に係る戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの 1 件につき	4 8 , 0 0 0 円
住宅の構造及び設備に変更が生じないので、変更に係る戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの 1 件につき	7 7 , 0 0 0 円
住宅の構造及び設備に変更が生じないので、変更に係る戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの 1 件につき	1 1 6 , 0 0 0 円
住宅の構造及び設備に変更が生じないので、変更に係る戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの 1 件につき	1 9 6 , 0 0 0 円
住宅の構造及び設備に変更が生じるので、変更に係る戸数が 201 戸以上のもの 1 件につき	2 5 0 , 0 0 0 円

	更が生じないので、変更に係る戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの 1 件につき	
	住宅の構造及び設備に変更が生じないので、変更に係る戸数が 301 戸以上のもの 1 件につき	284,000 円
<b>備考</b>		
「長期優良住宅維持保全計画」の認定申請手数料に関する部分の備考 2 は、この場合に準用する。		

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 建築物等の許可に関する事務の部の改正規定は、公布の日から施行する。



## 議案第 51 号

萩市一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 6 月 15 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

萩市一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例（平成 17 年萩市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表見島環境管理センター・ごみ焼却場の項を次のように改める。

見島環境管理センター	萩市見島 420 番地 3	ごみ処理施設 し尿処理施設
------------	---------------	------------------

第 2 条の表中見島環境管理センター・し尿処理場の項を削る。

第 3 条第 2 項中「・ごみ焼却場」を削り、同項中「、萩第二浄化センター及び見島環境管理センター・し尿処理場」を「及び萩第二浄化センター」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。



## 議案第52号

### 萩・長門清掃一部事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、萩・長門清掃一部事務組合規約の一部を次のように変更することについて協議したいので、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

萩市長 中文夫

### 萩・長門清掃一部事務組合規約の一部を改正する規約

萩・長門清掃一部事務組合規約（平成22年指令平21市町第3531号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「事務。」を「事務」に改め、同号ただし書を削る。

第4条中「山口県萩市大字江向510番地」を「山口県萩市大字山田12406番地」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

分賦区分	分賦割合	算出基礎
均等割	100分の20	
人口割	100分の40	毎年度4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
ごみ量割	100分の40	施設において処理した関係市の当該年度のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

## 附 則

この規約は、令和4年1月1日から施行する。

## 議案第53号

### 字の区域の変更について

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第4条の規定により適用される国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による萩市大井地域の地籍調査の成果に係る山口県知事の認証のあった日から、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年6月15日提出

萩市長 田中 文夫

処 分 後		処 分 前			
地域名	字 名	地域名	字 名	地 番	地 目
大井	山口登り	大井	平床	3145番	畠
〃	〃	〃	寺ヶ浴	3194番	〃
〃	〃	〃	磯平	10814番1	山林
〃	平床	〃	山口登り	10815番	〃
〃	寺ヶ浴	〃	〃	10942番	〃
〃	〃	〃	〃	10943番	〃
〃	〃	〃	〃	10944番	〃
〃	上平床	〃	平床	11083番	〃
〃	〃	〃	〃	11091番	〃
〃	〃	〃	〃	11091番1	〃
〃	〃	〃	〃	11092番	〃
〃	平床	〃	大渡	11099番1	〃
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					